

表 財の輸入代金の支払い可能時期

支払い可能時期	これまで	2024年10月21日以降
・石油または歴青鉱物油、その調製物や残留物で、メルコスール対外共通関税分類番号(NCM)2709、2710、2713に該当するもの ・石油ガスとその他のガス状炭化水素(NCM2711) ・発電所が輸入する歴青炭(NCM2701.12.00) ・電気エネルギー(NCM2716)	通関後すぐに支払い可。	通関後すぐに支払い可。
・肥料や植物衛生に関する製品とその原材料で中銀「貿易と為替に関する通達集」12.2項に記載のNCMに該当するもの ・医薬品とその原材料、ヘルスケア関連製品、食料品で、中銀「貿易と為替に関する通達集」12.3項に記載のNCMに該当するもの	通関から30暦日後に支払い可。	通関から30暦日後に支払い可。
・完成自動車(NCM8703) ・中銀「貿易と為替に関する通達集」12.1項に記載のNCM	通関から90暦日後に支払い可。	通関から30暦日後に支払い可。
・その他の品目	通関から30暦日後、60暦日後にそれぞれ50%ずつ分割して支払い可。	通関から30暦日後に支払い可。
・その他の品目(輸入者が中小零細企業の場合)	通関から30暦日後に支払い可。	通関から30暦日後に支払い可。
・資本財(輸入者が中小零細企業の場合)	FOB建て20%相当額は前払い、残額と運賃、保険料は通関後30暦日。	FOB建て20%相当額は前払い、残額と運賃、保険料は通関後30暦日。

(出所) 中銀通達よりジェトロ作成